

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 <u>給与条例第12条第1項第1号</u>の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公共団体、公共企業体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者（給与条例第10条に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされ</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 <u>給与条例第12条第1項</u>の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者（給与条例第10条に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされ</p>

ている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は
借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅
並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一
部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(職員所有に係る住宅に準ずる住宅)

第3条 給与条例第12条第1項第2号の規則で定める住宅は、
次の各号に掲げる住宅とする。

(1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入
した住宅

(2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号
に規定する契約により購入した住宅

(3) その他管理者が定める住宅

(職員以外の住宅の新築者等)

第3条の2 給与条例第12条第1項第2号の規則で定める者は
、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者
とする。

(1) 前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

(2) 前条第3号に掲げる住宅のうち、管理者が定める住宅
管理者が定める住宅

(世帯主)

第4条 給与条例第12条第1項第2号の「世帯主」とは、主
としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員をい
う。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職
員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者(以下

ている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は
借り受け、居住している住宅及び管理者がこれらに準ずる
と認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住
している職員

第3条及び第4条 削除

「配偶者等」という。）とが共有している住宅（管理者がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

（経過措置等）

第11条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第7項の規則で定める事由は次に掲げる事由とする。

(1) 改正条例による改正前の給与条例第12条第1項第1号に規定する職員たる要件を欠くに至ること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

（経過措置等）

第11条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第7項の規則で定める事由は次に掲げる事由とする。

(1) 改正条例による改正前の給与条例第12条第1項に規定する職員たる要件を欠くに至ること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。